

平成31年4月2日

各位

行政書士馬渡毅事務所

☎090-8764-1789

丁種封印について

これまで、運輸支局長より封印取り付け委託を受ける者として

甲種受託者・・・標板協会等

乙種受託者・・・新車ディーラー

丙種受託者・・・中古車協会会員

以上の3団体のみでしたが、昨年より行政書士会に丁種封印受託が認可されました。

新規 丁種受託者・・・行政書士会

認可を受けて、丁種封印受託者として行政書士が、新規登録・管轄変更移転登録・番号変更等のナンバー取り付け後の封印をすることが可能と成りました。

更に、丁種封印再々委託が可能と成り、丁種封印受託者間の封印の送付が可能と成りました。(県外への送付可能)

※ 封印の送付を希望される場合は、最寄りの丁種封印の資格のある行政書士を通じてお申し込み下さい。

※ 封印の送付を希望される場合、「封印送付依頼書」をダウンロードして内容を記入の上、登録書類と同封して下さい。

※ 封印の送付を依頼される場合、予め車台番号の写真を同封して下さい。

更に新ナンバー取り付け封印後、後部車両の写真をFAXして下さい。

封印送付依頼書

行政書士馬渡毅事務所様

封印送付依頼者

行政書士名	
住所	
携帯番号	

私は、行政書士丁種封印再受託者です。今般、下記車両の鹿児島登録につき、封印取り付け要領10条第4項に基づき、封印送付を依頼します。なお封印取り付け後、車両後部の写真を送付します。

登録番号		車台番号	
------	--	------	--

[新使用者]

氏名

住所

携帯番号

[依頼を受けた販売会社等]

名称

住所

担当者氏名

担当者携帯番号

※車台番号の写真か拓本を同封して下さい。 当依頼書も同封して下さい。